

鳥獣被害を防止したいという皆様を支援します

■鳥獣被害対策事業（国事業及び市単独事業）

～ 地域ぐるみで被害防止対策に取り組む集落などを支援 ～

1. 電気柵の貸出

イノシシ、ハクビシン、サルなどの侵入防止のための電気柵を貸し出します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金（国事業）】

対象者：耕作者3戸以上で設置及び共同管理し、8年間継続して利用する方

補助率：国が定める単価以内であれば、資材費相当額の全額（原則）

【鳥獣被害防止対策事業（市単独事業）】

対象者：耕作者2戸以下で設置及び共同管理し、8年間継続して利用する方

補助率：2/3以内（補助上限額なし）

○貸出期間：8年間

○共通事項

- ・妙高市鳥獣被害対策協議会と借受者である集落、農家で組織する団体などと、電気柵の維持管理について委託契約を結んでいただきます。
- ・電気柵貸し出し時に設置・管理の説明会を行います。
- ・その後の維持管理は、委託契約に基づき、借受者の責任で行ってください。



2. 学習会・集落環境診断などの実施

鳥獣の生態と対策などの学習や、現地調査に基づき、集落単位での鳥獣被害対策に取り組みます。

○対象者：鳥獣被害の拡大・多様化が著しく、地域ぐるみで対策を検討・実施する集落

○実施内容

- ・学習会 … 鳥獣の生態や被害防止対策についての知識を学習します。
- ・集落環境診断 … 集落の現況や被害発生状況や問題点などについて、現地を巡回調査し、課題について対策を検討します。その後、集落単位で決定した対策を実施していただきます。



※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申入れが必要となりますので令和7年度以降の申請をご検討ください。

集落全体での対策が効果を高めます！

- 里山の荒廃化や鳥獣の分布変化などにより、全国各地で鳥獣被害が発生しており、その防止対策が課題となっています。
- 市内でも、イノシシによる水稻の踏み荒らしや、ハクビシンによる野菜の食い荒らしなどの被害が発生しています。
- 鳥獣被害の防止には、地域ぐるみの対策が必要ですので、集落や農家組合などで話し合い、対策を検討・実施しましょう。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。